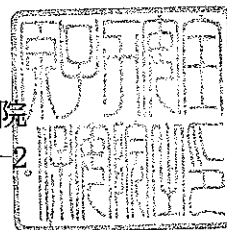


経済産業省

平成16・12・02原院第2号
平成16年12月10日

原子力発電所の建物及び構築物のコンクリートに関する健全性の確認
について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-151b-04-2



本年7月、中部電力㈱浜岡原子力発電所4号機の建物及び構築物のコンクリートに関するアルカリ骨材反応性試験成績書が骨材納入業者によって改ざんされた旨が報道され、中部電力㈱の調査の結果、改ざん等の事実が確認された。原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、中部電力㈱からの報告を受け、浜岡原子力発電所に対する現地調査を行うとともに、報告書の内容を精査し、12月10日に調査結果をとりまとめた。

調査の結果、浜岡原子力発電所の各号機は、いずれもアルカリ骨材反応に対して健全な状態にあるものと認められるが、長期的な健全性を確認するため発電所の建物及び構築物からコンクリートのコアを採取し、促進膨張試験等を実施するよう指示したところである。

また、東京電力㈱福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所においても、同様の問題が発生しており、現在調査中である。

当院としては、かかる状況は原子力発電所の建物及び構築物の健全性に対する信頼を損なわせるものであることから、全ての原子力発電所を設置する者に対し、以下のとおり対応することを求めることとする。なお、本通知文書は、報告書の提出を求めるものではない。

1. 原子力発電所の建物及び構築物のコンクリートに関する骨材の試験成績書、アルカリ総量、強度等について、記録などを確認し、アルカリ骨材反応に対する健全性を確認すること。
2. 必要に応じ、コアを採取し促進膨張試験、圧縮強度試験等を実施すること。
3. 建物及び構築物のコンクリートのひび割れの有無等について定期的に確認し、記録すること。

以上